

達成度：H30.3.31 の自己評価

- 5 目標を完全に達成した。
- 4 目標を概ね達成した。
- 3 目標を一部達成した。
- 2 目標をほとんど達成できなかった。
- 1 目標をまったく達成できなかった。

経済環境課の目標（平成29年度）自己評価書

経済環境課長 芝野 芳弘

個別事業とその目標	達成度	目標達成の効果又は達成できなかった理由等
<p>1 生活環境の向上（環境対策室）</p> <p>(1) ごみの減量化 ごみの減量化や再資源化を図るため、基本方針である3R（リデュース、リユース、リサイクル）運動について、「ごみ収集&環境マニュアル」の活用や広報誌等による啓発を行い、ごみの減量化の推進に努めます。</p> <p>(2) 町施設等から排出される事業系ごみについて、削減及び再資源化に取り組みます。</p> <p>(3) 小型家電リサイクル法による小型家電等の回収については、回収による費用対効果及び収集体制等の見直しの検討を行います。</p>	<p>5</p> <p>5</p> <p>3</p>	<p>ごみの減量化を図るため、「酒々井町ごみの分け方・出し方」を作成し、全戸配布及び転入者への窓口配布を行いました。また、生ごみコンポスト容器の補助や資源回収協力団体への協力報償金を交付し、再資源化を推進しました。</p> <p>町施設から排出される事業系ごみについては、各課に対し資源ごみの分別やリサイクルを指導し、ごみの排出量が5,990kg減少しました。</p> <p>小型家電等の収集体制について、月1回の収集が望ましく、個人情報記録できる小型家電は、経済環境課窓口でのボックス回収（拠点回収）が望ましいと考えました。</p>
<p>2 温暖化対策</p> <p>(1) 温暖化防止対策の推進を図るため、「酒々井町地球温暖化防止実行計画」に基づき、町の事務・事業の実施に際し温暖化の要因である温室効果ガスの発生抑制に取り組むとともに、各家庭で省エネを実行できるように環境家計簿の普及に努めます。</p>	<p>3</p>	<p>温暖化対策防止対策の推進を図るため、各公共施設のエネルギー使用量の報告を及び各課に対して徹底した進捗管理を行うよう指示しました。</p> <p>また、環境家計簿をホームページに掲載し、普及に努めました。</p>

<p>(2) 地球温暖化、省エネルギー対策を推進するため、住宅用省エネルギー設備等設置補助金交付要綱により、新エネルギー（再生可能エネルギー）の導入を促進します。</p> <p>3 環境の保全に関する施策</p> <p>町のあらゆる施策に環境の視点を取り入れることが重要と考え、その基本理念となる酒々井町環境基本条例の制定を目指します。</p> <p>2 農業の振興と連携の強化（農政振興班）</p> <p>① 農村（集落）環境の整備と農地保全</p> <p>国営印旛沼二期土地改良事業の推進と農村環境の向上対策である多面的機能支払制度の推進に努めます。</p> <p>また、高崎川の法面崩落による護岸改修については、引き続き交付金を活用した改修工事を進めます。</p> <p>② 農業振興策の策定</p> <p>遊休農地の対策や担い手育成支援などについて、農業委員会と連携して町の実情にあった、農業振興策を策定していきます。</p> <p>また、農業従事者の高齢化に伴い次代を担う農業者を確保するため、認定農業者</p>	<p>4</p> <p>5</p> <p>5</p> <p>4</p>	<p>家庭における地球温暖化対策促進のため、太陽光発電システムは9基、家庭用燃料電池システム（エネファーム）は3基、定置用リチウムイオン蓄電システムは6基の設置補助を実施し、住宅用省エネルギー設備の導入促進について努めました。</p> <p>環境の保全について、基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全に関する基本的な条例として、現在及び将来の町民の安全で健康かつ文化的な生活の確保に寄与することを目的として、酒々井町環境基本条例を制定しました。</p> <p>国営印旛沼二期土地改良事業につきましては、平成22年度から平成31年度まで毎年2千万円の基金を積み立てることとなり、計画通り23,063千円を基金に積み立てました。平成29年度末残高 206,012,706円</p> <p>多面的支払制度については、根古谷地区に加え、新たな地区の推進を行いました。</p> <p>高崎川の護岸改修については、左岸100mの改修を行いました。</p> <p>農業振興策については素案を策定しました。今後は内容を精査し、町の実情にあった農業振興策を計画します。農業担い手の確保、育成のため、町担い手育成支援事業を</p>
---	-------------------------------------	---

<p>対象者に対して、認定農業者制度のメリットをPRするとともに、引き続き経営改善・規模拡大のための機械・施設などの導入の支援（町担い手育成支援事業）を行います。</p> <p>3 商工業・観光の振興（商工観光班）</p> <p>① 企業誘致</p> <p>企業立地優遇制度を掲載した「酒々井町企業立地のご案内」等を活用し、酒々井南部地区新産業団地と特に墨工業団地への積極的な企業誘致訪問を行い、優良企業の立地を促進していきます。</p> <p>② 観光</p> <p>観光情報の発信充実を図り、町の特産品をJR酒々井駅のケースディスプレイに展示するほか、酒々井プレミアムアウトレット内の「酒々井コミュニケーションセンター」における特産品のPRと観光案内を強化していきます。</p> <p>また、新規に町の観光や特産を紹介する施設の実現に向けた事業に取り組んでいきます。</p>	<p>継続し、6名に3,071千円の支援を行い、新たに1名が認定農業者となりました。</p> <p>3 昨年度に引き続き、地域の金融機関や不動産デベロッパーなど、土地を利用する立地企業に対して発信力を持つ事業者に対し、企業立地ガイドを活用した立地支援制度等の周知および活用を依頼するとともに、遊休地に関する問い合わせのあった企業に対し、ガイドを送付しました。</p> <p>酒々井南部地区新産業団地については、土地の利活用が順調に推移しており、平成29年度中に新たに約2ヘクタールが土地利用見込みとなり、域内の業務用地のうち約98%が土地利用見込みとなりました。</p> <p>墨工業団地については、域内に2区画約6ヘクタールの未利用地が残されており、北総エリアでも同規模の業務用地が希少であることから問い合わせは増加傾向にあるものの、立地許可基準やインフラ関連の課題があり、成約までは至っていません。</p> <p>3 町主催イベントでの積極的な情報発信だけでなく、町内事業者や町外団体の主催するイベントにも年間10回以上出展し、積極的にPR活動を行いました。</p> <p>町内での発信については、JR酒々井駅でのケースディスプレイ展示や酒々井コミュニケーションセンター事業について、町商工会と連携し、日常的なPR活動に努めま</p>
---	---

<p>③ ちびっこ天国</p> <p>ちびっこ天国については、指定管理者制度を導入し、平成19年度から10年間にわたり外部に運営管理を委ねてきましたが、これまでの受託業者が平成28年度をもって撤退を表明し、新たな指定管理者を募集したところ、応募がなかったことから、平成29年度は休園とし、今後のあり方については、ちびっこ天国の再開、公の施設としての活用、施設の多目的利用などを含め、様々な可能性を検討していきます。</p> <p>④ コミュニティプラザ・ハーブガーデン</p> <p>酒々井コミュニティプラザ及びハーブガーデンについては、利便性の向上と機能強化を図り、施設改修に向けた実施設計を行います。</p>	<p>2</p> <p>3</p>	<p>した。</p> <p>(仮称) 情報発信拠点施設の実現に向け、国の地方創生関連補正予算(平成29年度分3月補正)の採択対象となったことから、平成30年度中の竣工に向け事業を実施していくところです。</p> <p>ちびっこ天国については、平成29年度休園とし、ちびっこ天国の再開、公の施設としての活用、施設の多目的利用などを含め、検討しているところですが、町の方針を決定するには至らず、引き続き様々な可能性を検討していきます。</p> <p>コミュニティプラザ施設改修に向けて、基本設計業務、地質調査業務の委託を行いました。実施設計については、平成30年度に繰越し、実施します。</p>
--	-------------------	---